

令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、クマの捕獲用箱わな（以下「箱わな」という。）の購入及び設置を支援することにより、クマの捕獲を促進し、農作物被害及び人身被害の防止を図り、もって農林業の健全な発展及び生活環境の保全に資するため、令和8年度の予算の範囲内において、弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハンター 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
 - ア 市内に住所を有していること。
 - イ 第1種銃猟免許及びわな猟免許（次号において「狩猟免許」という。）を有し、並びに有害鳥獣捕獲従事者の資格を有していること。
 - ウ 市からクマに係る捕獲許可を受けていること。
- (2) 団体 ハンター及び狩猟免許を持たない市民で構成される団体をいう。
- (3) 補助事業 箱わなを購入し、及び設置する事業をいう。

(補助事業者、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金又は国、県その他の公的機関からの補助金等を活用して購入する箱わなは、補助金の交付の対象としない。

(交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書等の写し
- (4) 箱わなの形状、寸法等が分かる仕様書等の写し
- (5) 団体にあつては、構成員の名簿、団体に関する規約及び会則の写し

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項の申請書の提出期限は、令和8年9月30日とする。
- 5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により購入した箱わなを設置する際には、適正に維持管理を行うこと。なお、設置に起因して事故等が発生した場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。

（交付決定）

第6条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

- 2 市長は、前条第1号の承認をしたときは、令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して

15日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 領収書、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 箱わなの設置状況が分かる写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第4条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日又は令和8年12月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金交付額確定通知書(様式第12号)とする。

(財産の管理及び処分)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した箱わなについての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助事業により購入した箱わなとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の請求は、令和8年度弘前市クマ捕獲用箱わな購入事業費補助金請求書(様式第13号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助金の額
ハンター	箱わな本体の購入費（1補助事業者当たりの年度内上限基数は1基とする。）	箱わな1基につき、補助対象経費の実支出額の2分の1を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額。）又は120,000円のいずれか少ない額
クマが出没している地域に存し、かつ箱わなの設置等についてハンターが協力可能な市内の町会	箱わな本体の購入費（1補助事業者当たりの年度内上限基数は2基とする。）	
団体		
市内に本店又は支店を有し、かつ箱わなの設置についてハンターが協力可能な農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき組織された組合をいう。）		

備考 一のハンターが補助金の交付を申請できるのは、補助事業者の欄に掲げるもののうちいずれか一つとする。